

静岡市発注工事におけるICT活用工事の推進に関する試行方針

1 ICT活用を推進する工種

国土交通省におけるICTの全面的な活用推進への取組状況を踏まえ、現場の生産性向上を図るため、静岡市が発注する建設工事において、以下のとおりICT活用の推進を図るものとする。

なお、運用にあたっては、別に定める試行要領により実施するものとする。

1-1 ICT活用を推進する工事

静岡市建設局発注工事における、下記の工種とする。

(1) 土工（当該工種のICT活用工事を「ICT土工」という。）

- ・河川土工、道路土工
- ・作業土工（床掘）

(2) 舗装工（当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工」という。）

- ・舗装工
- ・切削オーバーレイ工

(3) 地盤改良工（当該工種のICT活用工事を「ICT地盤改良工」という。）

- ・路床安定処理工
- ・固結工（中層混合処理）
- ・固結工（スラリー攪拌工）

(4) 法面工（当該工種のICT活用工事を「ICT法面工」という。）

- ・植生工
- ・吹付工（コンクリート、モルタル）
- ・吹付法枠工

(5) 付帯構造物設置工（当該工種のICT活用工事を「ICT付帯構造物設置工」という。）

- ・コンクリートブロック工
- ・擁壁工（重力式擁壁、L型擁壁等）
- ・側溝工（プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝等）
- ・縁石工 など

2 実施体制

ICTの全面的な活用の推進にあたっては、静岡市が一体となって取り組む体制を整備し、ICTの全面的な活用の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、発注担当課へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

3 ICT活用の推進を図るための措置

3-1 ICT活用工事

3-1-1 土工・舗装工・地盤改良工・法面工・付帯構造物設置工

ICT活用工事とは、次に示す全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。

【土工・舗装工・地盤改良工・法面工・付帯構造物設置工の施工プロセスの各段階】

- (1) 起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

ただし、法面工・付帯構造物設置工は、ICT建設機械による施工を除く。

3-1-2 実施手続及び必要な経費の計上

静岡市発注工事においては、原則、公告文等でICT活用工事の適用対象とすることを明示する。
ICT活用工事を実施する場合、必要な経費を計上する。

3-1-3 工事成績評定における評価

ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価するものとする。

4 ICT活用の推進のための当面の留意点

ICT活用の推進にあたって、受注者が円滑にICTを導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4-2 研修等の実施

関係者が一体となってICT活用の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。

令和2年4月1日施行

令和2年10月13日改定